



平成 29 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 バ ナ ー ズ
代 表 者 代表取締役 小林由佳
(コード番号 3011 東証第二部)
問 合 せ 先 総務課長 大内修
電 話 (048)523-2018

平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に係る
承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出に関し、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局に提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をおかけしておりますこと深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

第 69 期（平成 30 年 3 月期）第 2 四半期報告書
（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

平成 29 年 11 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 11 月 30 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 29 年 10 月 13 日に発表いたしました「公認会計士等の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」の通り、前会計監査人である新東京監査法人から、業務執行社員の健康上の理由及び監査チームの編成等監査業務運営体制の見直しを行ったことにより、当社に対する監査業務を充分に行うことが今後困難になる可能性があり、新たな会計監査人選定の検討を行うこととの提案がなされ、前会計監査人と協議を重ねた結果、平成 29 年 10 月 13 日付で監査契約を解除することで合意し、同日開催の監査役会の決議に基づき、平成 30 年 3 月期第 2 四半期より一時会計監査人と

して清陽監査法人を選任いたしました。

当社は平成30年3月期第2四半期の決算発表及び同四半期報告書の提出に向けて準備を進め、また清陽監査法人は一時会計監査人就任からの非常に短い期間の中で、平成30年3月期に係る期首残高の監査と平成30年3月期第2四半期レビューを行ってまいりました。当該監査及び四半期レビューの中で、過年度の連結財務諸表及び財務諸表において、平成29年3月期決算の繰延税金資産（短期36百万円 長期12百万円）の回収可能性の判断に関連して重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬が存在する可能性があるとの指摘を受けております。

当社は平成29年5月11日に発表いたしました「中期経営計画の策定に関するお知らせ」の通り、当社所有の本庄市内の商業施設の再開発を基本決定いたしました。これらの計画の実施に伴い、建て替えに伴う一時的な賃料収入の減少や取壊しによる除却損等の発生により、一時的ではあるものの平成32年3月期において欠損金が生じることが見込まれておりますが、当社は繰延税金資産の回収可能性を検討する際に、当該再開発計画の基本決定による影響を考慮せず、税効果会計適用指針における会社分類を変更しておりませんでした。清陽監査法人からは、当該判断の妥当性について再検討することと、会社分類を変更した場合の影響額について試算することを求められております。

この結果、当社が提示する検討の結果と影響額の試算にもとづいて平成30年3月期の期首残高を確定するとともに、過年度の連結財務諸表及び財務諸表の訂正の要否を検討するためには追加の監査手続が必要であり、監査終了には時間を要する旨の連絡を受けております。このため当社は、平成30年3月期第2四半期決算の発表を延期するとともに、当該四半期報告書の提出期限の延長に関する承認申請書を、関東財務局に対して提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今後の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、すみやかに開示いたします。

四半期報告書の提出期限延長に関する申請が承認された場合、その提出期限である平成29年11月30日までには、平成30年3月期第2四半期報告書の提出・開示を完了する予定であります。

以上